

つちはし事務所通信

7

July
2025



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025 年 7 月 1 日

重要改正
要チェック!

被用者保険の適用拡大、在職老齢年金の見直しなどを盛り込んだ年金制度改革法が成立しました

令和 7 年 6 月 13 日、年金制度改革法（正式名称は「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」）が可決・成立しました。その全体像を確認しておきましょう。

.....令和 7 年通常国会に提出された年金制度改革法の全体像.....

<主な改正項目>

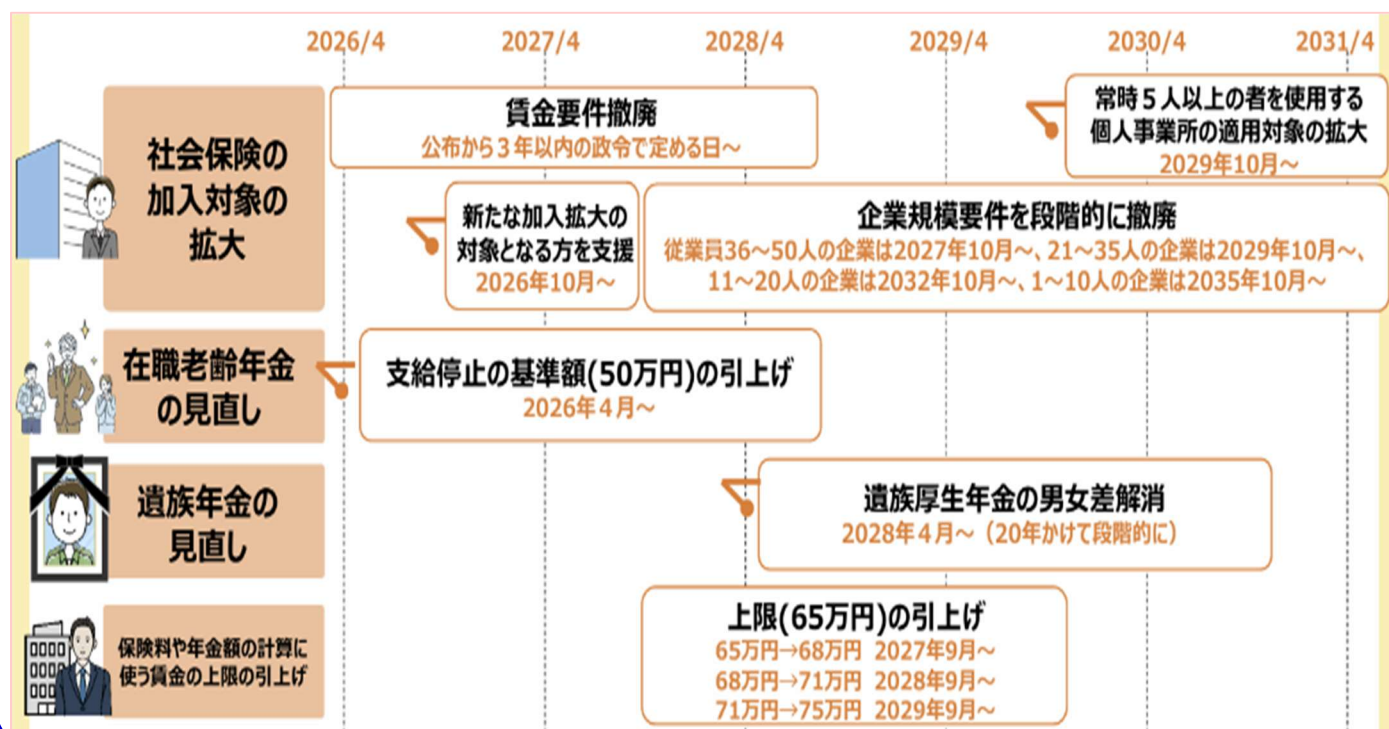
I 公的年金制度の見直し

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 被用者保険の適用拡大等 | 4 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的な引上げ |
| 2 在職老齢年金制度の見直し | 5 将来の基礎年金の給付水準の底上げ←衆議院で、附則に追加 |
| 3 遺族年金の見直し | |

II 私的年金制度の見直し

- 1 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限の引き上げ
- 2 企業年金の運用の見える化

<主な改正規定の施行期日（厚労省のHPより）>



★年金の受給権者・被保険者はもちろん、適用事業所（企業）にも影響を及ぼす改正規定が含まれており、非常に重要な改正となっています。今後の動向に注目です。動きがありましたら、改めてお伝えします。

130 万円の壁に対応 短時間労働者労働時間延長支援コースの新設

令和7年7月から、キャリアアップ助成金で「130万円の壁」に対応した新しいコースが始まります。社会保険の加入対象外である短時間・有期契約労働者などが、労働時間を延長して収入を増やすことで社会保険の適用対象となる場合に、事業主に対して助成金を支給されます。対象となるのは、これまで週の労働時間が短いために社会保険に加入していなかったパートタイマーです。事業主がパートタイマーの所定労働時間を一定以上延長したり、賃金を一定割合以上引き上げたりすることで社会保険に加入させた場合、企業規模に応じて1人あたり最大で75万円まで支給されます。

短時間労働者労働時間延長支援コースの内容

【1年目】

要件		1人あたり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増加	大企業事業主	中小企業事業主	小規模企業事業主
5時間以上	—	30万円	40万円	50万円
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

※複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象

【2年目】

要件		1人あたり助成額		
所定労働時間の延長	賃金の増加	大企業事業主	中小企業事業主	小規模企業事業主
労働時間を更に2時間以上延長	—	15万円	20万円	25万円
—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用			

※被用者保険適用後、1年目と2年目で比較

※ 小規模企業事業主とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主をいう。

※ 支給申請上限人数はなし。

※ 当分の間の暫定措置。

★この助成金は、特に小規模企業（常時雇用する労働者が30人以下）に対して、助成金額が手厚く設定されています。一方で大企業も含めたすべての事業規模に対応しており、申請できる人数に上限が設けられていない点も特長です。

令和7年7月1日から当分の間の暫定措置として実施され、従来の「社会保険適用時処遇改善コース」からの切替も可能とされています。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

★昨年の大幅な最低賃金引上げの支援策として始まった「徳島県賃上げ応援サポート事業」。今年度も同様の内容で事業が行われています。内容は、国の「業務改善助成金」を受給した事業者に対し助成金を上乘せし、実質的に事業主の負担なしで業務改善のための設備投資等ができるという支援。加えて、国の賃上げに関する助成制度のうち、「業務改善助成金」及び「キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）」の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用を半額補助（上限10万円）してくれるという支援。今年も、秋には最低賃金の引上げが見込まれますので、「業務改善助成金」や「徳島県賃上げ応援サポート事業」の利用をご検討の場合は、お早めにご相談ください。

★ちなみにこの事業の前提となる業務改善助成金の要件は次の通り。まずは次の3要件をクリアすること。

①中小企業、小規模事業所であること。

②事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。

③解雇や賃金引下げなどの不交付事由がないこと。

その上で、事業所内の最低賃金を30円以上引上げて、生産性向上のための設備投資等を行うことが条件です。ただし計画書の提出からスタートしますのでフライングは禁物です。

